結婚 に関するおもな手続き

※1 税・社会保障関係の手続きで マイナンバー マークのあるものは、「**マイナンバー（個人番号）**」と「**本人確認書類**」が必要です。（マイナンバーは「マイナンバーカード」「マイナンバー記載の住民票の写し」で確認できます。）
※2 出張所マークのあるものは、聖蹟桜ケ丘駅出張所・多摩センター駅出張所でも手続きできます。（平日のみ）

	済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口 ※2 連絡先市外局番（042）	
住所 戸籍			住所が変わる方	住所変更 （転入・転出・転居） ※転入・転出 ・転居のチェックシートも確認してください！	※お問い合わせください。	市民課 (本庁舎 1 階) 出張所 ※電子証明書の更新は本庁のみ	338-6823
			同居中で、今まで生計が別になっていた方（住民票上、別世帯になっていた方）	世帯合併、 または世帯変更	※お問い合わせください。		
			姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります	※改めて印鑑登録をする場合は、受付窓口でご相談ください		
			姓が変わる方で、マイナンバーカード、 住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	（お持ちの方） ・ マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		
			お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※お問い合わせください。		338-6898
保険 年金			国民健康保険に加入中で、姓など保険証書の記載に変更がある方	新しい保険証書の交付 （後日郵送となる場合あり）	・変更前の国民健康保険保険証書	保険年金課 (本庁舎 1 階)	338-6824
			国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・ 勤務先の健康保険保険証書、または資格取得証明書・国民健康保険保険証書 マイナンバー	保険年金課 (本庁舎 1 階) 出張所	
			退職して、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入・保険証書の交付 （後日郵送となる場合あり）※資格喪失日より 14 日以内	勤務先の健康保険の資格喪失証明書 （退職した本人の加入手続きの場合は、離職票・退職証明書など退職日のわかる書類でも可） マイナンバー		
			退職して、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	前の健康保険から次の健康保険に切れ目なく加入する場合は、多摩市役所での手続きはありません。 （加入期間に空白があるときは、国民健康保険の加入手続きが必要です）		保険年金課 (本庁舎 1 階)	
			姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へ	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など マイナンバー		
			→ 世帯主、世帯構成が変わる場合	各種認定証の新規申請 ※新規申請は交付条件があります	世帯主と対象被保険者のマイナンバー		
			後期高齢者医療制度に加入している方 (75 歳以上または一定の障害がある 65 歳以上の方)	手続き不要（姓など証の記載に変更がある場合は、後日資格確認書等を郵送）			338-6807
			第 1 号被保険者から配偶者の勤務先の年金の扶養に入る方	第 3 号被保険者の届出 ※配偶者の勤務先へお問い合わせください			338-6844
			退職して、配偶者の勤務先の厚生年金の扶養に入る方	厚生年金から第 3 号被保険者に切れ目なく加入する場合は、多摩市役所での手続きはありません。（加入期間に空白があるときは、国民年金の加入手続きが必要です）			
			退職して、国民年金に加入する方 ※日本に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満のすべての方。ただし、厚生年金加入者やその方に扶養されている配偶者は除く	国民年金の加入 ※資格喪失日より 14 日以内 ※勤務先の任意継続健康保険に加入する場合も、国民年金の手続きは必要です ※国民年金保険料の納付猶予・免除制度がありますが、出張所では手続きができません	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書（退職した本人の加入手続きの場合は、離職票・退職証明書など退職日のわかる書類でも可） ・基礎年金番号又はマイナンバーがわかる書類 ・本人確認書類 ※国民健康保険の加入と同時に手続きする場合は、証明書の兼用可	保険年金課 (本庁舎 1 階) 出張所	
			年金手帳又は基礎年金番号通知書の氏名変更	年金手帳の氏名欄にご自身で変更後の氏名を記入	(特になし)	保険年金課 (本庁舎 1 階)	
				基礎年金番号通知書の再交付手続き （厚生年金・共済年金に加入中は、勤務先・年金事務所へ、第 3 号被保険者は年金事務所へ）	・旧姓の年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・本人確認書類		
			年金を受給している方	年金の氏名変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要 ※厚生年金の方は府中年金事務所へ ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ		
こども			0 歳～高校生等のお子さんがいる方			子ども・若者政策課 (本庁舎 4 階)	338-6851
			→ 児童手当を受給していて、受給者が変わる方	児童手当の受給者変更 ※公務員世帯になる場合は、勤務先に申請	・請求者の通帳 ・健康保険の資格が確認できるもの（請求者）（★１） ・請求者、配偶者のマイナンバー ※必要なものがそろっていなくても窓口へお立ち寄りください		
			→ 子ども医療証をお持ちの方	子ども医療証の変更	子ども医療証 ・健康保険の資格が確認できるもの(子)（★１） ※お問い合わせください。		
			保育園・幼稚園に入園しているお子さんがいる方 保育園の入園希望を申請されている方	住所・氏名変更など	※お問い合わせください。		338-6850
			ひとり親の制度（児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成制度のいずれか）を受けていた方	各制度の喪失の手続き	児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療証 ※お問い合わせください。		338-6851
			学童クラブに入所しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※お問い合わせください。	児童青少年課 (本庁舎 4 階)	338-6884

★１ 資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面等

			姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方（65 歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証などの氏名変更	介護保険証など（お持ちの方は、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証）	介護保険課 (本庁舎 1 階)	338-6907
障がい			姓が変わる方で障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の住所・氏名等の変更	各種手帳（身体障害者手帳はマイナンバー必須）	障害福祉課 (本庁舎 1 階)	338-6903
			姓が変わる方、または世帯の所得に変動が見込まれる方で障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	住所・氏名・利用者負担額等の変更	※お問い合わせください。		338-6847
			障害や難病に関わる各種手当・医療費助成を受けている方	住所・氏名等の変更	※お問い合わせください。		338-6903
			交通費助成（ガソリン費・タクシー費）やその他障害福祉関連の助成等を受けている方	住所・氏名等の変更	※お問い合わせください。		

窓口手続きチェックリスト **結婚**

	済	該当	1手続きが必要な方	2手続き	3必要なもの	4受付窓口 ※2 連絡先市外局番（042）	
税・料金			上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更（ご契約変更）	※東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。 東京都水道局多摩お客さまセンター　0570-091-100(ナビダイヤル)		
			税・料等の口座振替を申請または廃止する方	市税の口座振替の申請/廃止 【問い合わせ先】　市税は納税課（2 階） 国民健康保険税は保険年金課（2 階） 後期高齢者保険料は保険年金課（1 階）	・キャッシュカード　・本人確認書類 ※家族カードなど手続きできないカードもあります ※対応金融機関など詳しくはお問い合わせください	納税課 (本庁舎 2 階)	338-6852
						保険年金課 (本庁舎 2 階)	338-6934
						保険年金課 (本庁舎 1 階)	338-6807
			姉が変わる方で、原動機付自転車（125cc 以下のバイク）、ミニカー、小型特殊自動車を所有している方	標識交付証明書の変更手続き	※お問い合わせください。	課税課 (本庁舎 2 階)	338-6832
			姉が変わる方で、軽二輪、二輪の小型（125cc 超のバイク）を所有している方	※詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所でご相談ください 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所　国立市北 3-30-3　電話 050-5540-2033			–
			姉が変わる方で、軽三輪、軽四輪自動車を所有している方	※詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所でご相談ください 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所　府中市朝日町 3-16-22　電話 050-3816-3104			
その他			市営住宅の入居者	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※必ず届出が必要です。お問い合わせください。	都市計画課 (東庁舎 2 階)	338-6817
			姉が変わる方で、犬を飼っている方	犬の登録事項変更届の記入（飼い主の氏名等）	(特になし)	環境政策課 (東庁舎 1 階)	338-6952
			大気汚染医療費助成　マル都医療券をお持ちの方	①氏名・住所、②健康保険の資格（資格確認書、資格情報のお知らせ）に変更があった場合 変更届の記入	①変更後の住民票(1 か月以内に作成されたもの)、②健康保険の資格が確認できるもの（★ 1 ）、①②マル都医療券	福祉総務課 (本庁舎 2 階)	400-0868
			被爆者健康手帳をお持ちの方で、姓が変わる方	変更届の記入	※お問い合わせください。		
			健康診断受診票をお持ちの方（被爆二世の方）で姓が変わる方	変更届の記入	※お問い合わせください。		

★ 1　資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面等

多摩市役所
〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111　開庁時間　あさ 8 時 30 分～夕方 5 時
（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休み）
※出張所は、聖蹟桜ケ丘駅出張所と多摩センター駅出張所2か所です。曜日により取扱い業務が異なります。

2025 年 10 月発行

手続きチェックリスト
結婚

フォトスポット
ハローキティの「ウェルカムボード」で
記念写真を残しませんか
設置場所：本庁舎地下 1 階および
多摩センター駅出張所

～　ご結婚おめでとうございます　～

まずはじめにする手続きは、 **婚姻届**を 市民課(本庁舎 1 階) または 出張所 へ提出

«届出できる人»
夫と妻
（成年の証人 2 人が必要）

«届出に必要なもの»
1．本人確認書類
2．マイナンバーカード
（氏や住所の変更がある場合）

※代理人は届出できません
※時間外受付窓口に提出される場合、事前に平日の市民課窓口で記載内容について確認されることをおすすめします。外国籍の方が婚姻届を提出する場合、必要となる書類をあらかじめご確認ください。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります

婚姻手続きにおける本人確認書類とは・・・
市役所での手続きの際は本人確認をいたします。
つぎの本人確認書類（原本）の提示が必要です。
※有効期間があるものは、その有効期間内のものに限ります。

【１点で確認できるもの】
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1 以降発行のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書

【２点必要なもの】
健康保険資格確認書、年金手帳、介護保険証、顔写真付きの社員証、学生証など

転入・転出・市内転居の
窓口手続きチェックシートもご確認ください！